

新旧対照表

新 (改正後)				旧 (改正前)			
(漁具・漁法の制限)				(漁具・漁法の制限)			
第3条 次に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁は行つてはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）あまご（さつきますを除く。）、いわな、にじますを採捕する場合は、さお釣及び手釣に限り、うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱、<u>つけ針及びさお釣、手釣</u>に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱又はつけ針を用いてはならない。 ア さお釣 イ 手釣 ウ はえ縄 エ うなぎ籠 オ うなぎ箱 カ つけ針 キ 徒手採捕 ク たも網 ケ 投網 コ 地びき網 サ 川舟 シ いかだ（これに類するものを含む。以下同じ。） 2～3 （略）				第3条 次に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁は行つてはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）あまご（さつきますを除く。）、いわな、にじますを採捕する場合は、さお釣及び手釣に限り、うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱<u>及びつけ針</u>に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱又はつけ針を用いてはならない。 ア さお釣 イ 手釣 ウ はえ縄 エ うなぎ籠 オ うなぎ箱 カ つけ針 キ 徒手採捕 ク たも網 ケ 投網 コ 地びき網 サ 川舟 シ いかだ（これに類するものを含む。以下同じ。） 2～3 （略）			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。				第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）	さお釣・	年間	9,000 円	あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）	さお釣・	年間	9,000 円
あまご（さつきますを含む。）	手釣	1 日限り	3,300 円	あまご（さつきますを含む。）	手釣	1 日限り	3,300 円
いわな、にじます				いわな、にじます			
やまめ（さくらますを含む。）	さお釣・	年間	6,000 円	やまめ（さくらますを含む。）	さお釣・	年間	6,000 円
あまご（さつきますを含む。）	手釣	1 日限り	3,300 円	あまご（さつきますを含む。）	手釣	1 日限り	3,300 円
いわな、にじます				いわな、にじます			
あゆ、こい、さくらます、さつきます、うなぎ	地びき網	年間	60,000 円	あゆ、こい、さくらます、さつきます、うなぎ	地びき網	年間	60,000 円
	川舟及び いかだ	年間 (一隻)	33,000 円		川舟及び いかだ	年間 (一隻)	33,000 円
	徒手採捕、たも網及び投網（さお釣及び手釣も行ふことができる。）	年間	15,000 円		徒手採捕、たも網及び投網（さお釣及び手釣も行ふことができる。）	年間	15,000 円

	きる。) うな ぎに限り、は え縄、籠、箱、 つけ釣 (穴釣 及びさお釣、 手釣を行う ことが出来 る。)				
2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。					2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。
魚 種	区 分	期間	遊漁料	魚 種	区 分
あゆ、こい やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます	高齢者 (75 才以上の 県内者に限る)	年間	2,000 円	あゆ、こい やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます <u>うなぎ</u>	70 才以上の者 (県内者に限る)
	中学生 高校生	年間	1,100 円		中学生 高校生
	身体障害者 (手帳所持者に限る)	年間	2,000 円		身体障害者 (手帳所持者に限る)
あゆ、こい、 やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます	女 性	年間 1 日 限り	4,500 円 1,650 円	あゆ、こい、 やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます	女 性
やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます	女性	年間 1 日 限り	3,000 円 1,650 円	やまめ (さくらますを含む。) あまご (さつきますを含む。) いわな、にじます	女性
3 (略)				3 (略)	

この改正は令和8年6月1日より施行する。